

四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託について、安全性、信頼性の確保された電子投票システム（投票所及び開票所で用いられる電子投票を行うために必要な情報システムの総体をいう。）を導入するとともに、選挙事務を支障なく、公正、適正に、確実に執行できるよう、運用面でのサポートの提供が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 公募型プロポーザルの概要

（１）業務名称

四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託

（２）業務内容

別紙「四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）提案上限額及び調達方法

① 提案上限額

24,082,727円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 上記金額には、電子投票を実施するために必要な機器の導入費用のほか、選挙事務が支障なく、公正、適正かつ確実に執行できるよう、運用面での人的支援サポートに係る経費も全て含めるものとする。

② 調達方法

電子投票システムの調達方法はレンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印するシールを含む。）は購入による調達とする。

（４）契約期間、契約方法及び支払い方法

① 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年5月14日（金）まで

※令和８年度から令和９年度までの債務負担行為を設定

② 契約方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号に定める随意契約により締結する。

③ 支払い方法

本業務完了後、契約金額を一括で支払う。（令和９年度予算より執行）

３ 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格の要件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （２）参加資格の確認に必要な書類（以下「一次審査提出書類」という。）の提出期限（令和８年９月１７日（木）午後４時。以下同じ。）までに本市に対する入札参加資格を有していること。
- （３）四條畷市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- （４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- （５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- （６）四條畷市暴力団排除条例（平成２４年条例第１１号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- （７）提案上限額以下で請け負うことができること。
- （８）総務省が定める電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく適合確認（以下「適合確認」という。）について、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 一次審査提出書類の提出期限までに適合確認を受け、電子投票システムの技術的条件が全て適合している旨の結果が記載された電磁的記録式投票システムの検査確認結果報告書（以下「検査確認結果報告書」という。）を取得している者

イ 一次審査提出書類の提出期限までに適合確認が完了していないものの、二次審査提出書類の提出期限（令和8年10月8日（木）午後4時。以下同じ。）までに、適合確認が完了する見込みがある者

（9）本実施要領及び仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。

4 スケジュール

	内容	日程
1	プロポーザル実施要領等の公告及び必要書類等の配布	8月28日（金） ～9月17日（木）
2	質問事項受付期間	8月28日（金） ～9月4日（金）午後4時まで
3	質問事項等回答日	9月8日（火）
4	一次審査提出書類（参加申込書、見積書及び適合確認に係る書類）の提出期限	9月17日（木）午後4時まで
5	一次審査	9月18日（金）
6	一次審査結果通知送付	9月18日（金）
7	二次審査提出書類（企画・技術提案関係書類及び検査確認結果報告書（写し））の提出期限	10月8日（木）午後4時まで
8	二次審査（プレゼンテーション）	10月中旬
9	最終選考結果通知	10月下旬
10	受託候補事業者選定後、詳細要件合意	10月下旬
11	契約	10月下旬
12	電子投票実施に向けた事前準備	11月上旬以降
13	市議会議員選挙執行	令和9年4月下旬（予定）

5 応募手続きについて

各様式については、本市ホームページから取得すること。

（1）質問書の受付及び回答

本業務内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

ア 受付期間

令和8年8月28日（金）公告時から同年9月4日（金）午後4時まで

イ 提出方法

質問書（様式第1号）を選挙管理委員会（以下「本委員会」という。）宛にメールにより提出し、その旨を選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）宛に電話により午後4時30分までに連絡を入れること。

・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

・受信確認電話：072-877-2121（内線238）

ウ 回答日

令和8年9月8日（火）

エ 回答方法

提出された質問と回答を全て取りまとめて、本市ホームページに掲載する。（個別には回答しない。）

（2）一次審査提出書類について

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり以下の書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月17日（木）午後4時まで

イ 提出書類（提出する書類の形式は、PDFとすること。）

（ア）公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

① 貴社名及び代表者職氏名を記載の上、押印すること。

（イ）見積書（様式第3号）

① 本実施要領及び仕様書に基づき、本業務の経費総額（消費税及び地方消費税を除く。）を見積書（様式第3号）にて提出すること。

② 見積書には貴社名と代表者名を記載の上、押印すること。

③ 本市所定の見積様式以外に、貴社の算出根拠が分かる明細を添付すること。

④ 算出根拠の明細については、任意の様式で構わないが、どの項目が何の業務に係るかについて分かるように作成し、添付すること。

⑤ 「3 参加資格確認」の（８）のアに該当する者であって、かつ二次審査提出書類の提出期限までに、総務省から適合確認を受けた新たな電磁的記録式投票システムを提案する場合であっても、一次審査で提出した見積書（様式第３号）の再提出は認めないので留意すること。

（ウ） 適合確認に係る書類

次の各号に掲げる場合において、それぞれの定めるところによるものとする。

①「3 参加資格確認」の（８）のアに該当する者の場合 以下に掲げる a 及び b

a 電磁的記録式投票システムの検査確認結果報告書提出届（様式第６号）

b 検査確認結果報告書（電子投票システムの技術的条件が全て適合している旨の結果が記載されたものに限る。）の写し

②「3 参加資格確認」の（８）のイに該当する者の場合 以下に掲げる a

a 総務省に適合確認の申請をしていることが分かる書類の写し（例：申請時に総務省に提出した文書（鑑文）、メール等の写し）

ウ 提出方法等

提出書類を本委員会宛にメールにより提出し、その旨を事務局宛に電話により午後４時３０分までに連絡を入れること。提出書類の全てが揃っていないものは受理しないので留意すること。

・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

・受信確認電話：０７２－８７７－２１２１（内線２３８）

（３）結果通知書の送付について

参加申込みをした事業者に一次審査の結果通知書をメールにより送付する。

送付予定時期：令和８年９月１８日（金）

※ 一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

(4) 二次審査提出書類について

ア 提出期限

令和8年10月8日（木）午後4時まで

イ 提出書類（提出する書類の形式は、PDFとすること。）

二次審査に参加する事業者は、以下に掲げる書類を提出すること。なお、(エ)については、一次審査提出書類として提出した検査確認結果報告書（写し）に記載の電磁的記録式投票システムの企画提案をする場合は、改めて検査確認結果報告書（写し）を提出する必要はない。

(ア) 企画提案書提出届（様式第4号）

(イ) 企画提案書

- ① 企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数は片面40ページ（表紙及び目次を除く。）を上限とすること。
- ② 総務省が定める電子投票システムの技術的条件の各項目に適合していること。
また、本実施要領及び仕様書の内容を熟知した上で作成すること。
- ③ 企画提案書に記載する事項は、別紙「四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援業務委託審査基準」（以下「審査基準」という。）に記載している審査区分の順に審査項目及び評価内容に基づく提案をすること。

（審査区分）

- a 本業務の実現可能性
- b 投票所（選挙人の投票の容易性）
- c 投票所（事務従事者の負担軽減）
- d 開票所

(ウ) 業務実施体制調書（様式第5号）

本業務を受託するに当たって、貴社の実施体制（責任者、連絡窓口、役割分担な

ど)を記載すること。

(エ) 検査確認結果報告書(写し)について

次の各号に掲げる場合において、それぞれの定めるところによる。

- ① 「3 参加資格確認」の(8)のアに該当する者の場合であって、かつ二次審査提出書類の提出期限までに、総務省から新たに適合確認を受けた電磁的記録式投票システムを提案する場合 以下a及びb

- a 電磁的記録式投票システムの検査確認結果報告書提出届(様式第6号)
- b 検査確認結果報告書(写し)(ただし、総務省から新たに適合確認を受け、電子投票システムの技術的条件が全て適合している旨の結果が記載されたものに限る。)

- ② 「3 参加資格確認」の(8)のイに該当する者の場合 以下a及びb

- a 電磁的記録式投票システムの検査確認結果報告書提出届(様式第6号)
- b 検査確認結果報告書(写し)(ただし、電子投票システムの技術的条件が全て適合している旨の結果が記載されたものに限る。)

ウ 提出方法等

提出書類を本委員会宛にメールにより提出し、その旨を事務局宛に電話により午後4時30分までに連絡すること。提出書類の全てが揃っていないものは受理しないので留意すること。

- ・提出先メールアドレス：gyousei@city.shijonawate.lg.jp
- ・受信確認電話：072-877-2121(内線238)

6 審査について

参加資格要件を満たす事業者について、以下の審査を行う。

審査時期	審査内容	審査者
一次審査	書類審査（参加資格確認、見積書及び適合確認に係る書類（写し））	事務局
二次審査	プレゼンテーション、デモ機の確認及びヒアリング	四條畷市議会議員選挙電子投票実施支援
	書類審査（検査確認結果報告書（写し））	業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

なお、受託候補事業者と本市との間で、上記4「スケジュール」（3ページ）に記載の詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様を全て満たしていると認められた場合のみに契約締結をするものであり、認められない場合は、次点者との交渉に移行するケースがある。

（1）一次審査（参加資格確認、見積書及び適合確認に係る書類（写し））（満点50点）

① 実施方法

価格に係る評価点は、以下の方法で計算する。

$(1 - \text{見積価格} / \text{提案上限額}) \times \text{満点} 50 \text{ 点}$ （小数第1位を四捨五入）

（2）二次審査（プレゼンテーション、デモ機の確認及びヒアリング並びに検査確認結果報告書（写し））（満点100点）

① 実施方法

二次審査提出書類の受け付けた順に、企画提案書の内容に係るプレゼンテーションを行い、選定委員会の委員6名によるデモ機の確認及びヒアリングを受けるものとする。プレゼンテーションは自由形式とするが、プレゼンテーションに際しては、実際に投票する場面及び開票する場面を表示し、実演を交えて説明すること。

投票する場面の実演については、立候補者数が16名の場合を想定の上、デモ機を

用いた一連の投票動作（投票開始から投票が完了するまで）を行うこと。

また、出席者は3名までとし、パソコン等の電子機器については、事業者において用意すること（電源及びスクリーンを除く。）。

② 実施時間

プレゼンテーションは、準備を除いて50分以内とする。

また、プレゼンテーションの後に、選定委員会の委員が操作性を確認するため、デモ機を操作する時間を別途15分間設けることから、3台以上のデモ機を用意すること。なお、委員によるヒアリングの時間は30分以内とする。

7 受託候補事業者の決定について

（1）各審査における評価点の算出方法は以下のとおりとする。

① 一次審査（満点50点）

価格評価点＝（1－見積価格／提案上限額）×満点50点

評価点に小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入し整数とする。

② 二次審査（満点100点）

技術評価点

＝プレゼンテーション審査における各委員の評価点（満点100点）の合計／6名

※ 評価点に小数点以下の端数がある場合は、これを四捨五入し整数とする。

ただし、二次審査の評価点が6割を満たさない場合は、一次審査の評価点にかかわらず失格とする。

（2）選定委員会の審査において、（1）②ただし書の規定により失格となった者を除く参加事業者のうち、一次審査及び二次審査の合計点数が最も高い評価点を得た者を受託候補事業者として決定する。合計得点が同じとなった場合は、見積金額（総額）のより低い事業者とする。また、見積金額（総額）が同額の場合は、くじにより決定した事業者とする。なお、くじを行う場合は、事務局から事業者に連絡をする。

8 選定結果等の公表方法

審査結果は、受託候補事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載する。

9 辞退

(1) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時(「3 参加資格確認」の(8)のイに該当する者であって、二次審査提出書類の提出期限までに検査確認結果報告書(写し)を提出できない時も含む。)は、二次審査提出書類の提出期限までに辞退届(様式第7号)を提出すること。

10 契約保証金

四條畷市財務規則に基づくものとする。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーション、デモ機の確認及びヒアリングの合計が6割に満たなかった場合
- (5) 一次審査提出書類の提出期限から本契約締結までの期間に、四條畷市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) 検査確認結果報告書(写し)に不適合の項目がある場合
- (7) (1) から(6)までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等があったと認められる場合

12 その他の留意事項

- (1) 提出書類の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の返却は、一切行わない。
- (4) 審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。
- (5) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例（平成11年条例第26号）に基づき提出書類を開示する。
- (6) 審査により選定された事業者は、審査結果通知書を受領した日から受託候補事業者となり、再度細部に渡り、協議、調整を行い、契約を締結すること。
- (7) 市選管は、契約締結までの間、受託候補事業者に対し、仕様書に規定する電子投票システムの詳細要件及び動作の確認のために必要なデモ等を依頼する場合があることから、当該依頼があった際には、積極的に協力すること。
- (8) 受託候補事業者は、この契約の履行にあたり、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約締結後、市が定める再委任承認申請書を提出の上、市が承認を得た場合は、この限りでない。
- (9) 受託候補事業者の選定後において、電子投票システムのバージョンアップ等の仕様変更の必要が生じた場合は、市選管が承認した場合に限り、当該変更を認めるものとする。
ただし、当該仕様変更を行う場合であっても、原則として本業務に係る契約金額の変更は行わないものとする。

13 問合せ先

四條畷市選挙管理委員会事務局

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（内線238、240）

e-mail：gyousei@city.shijonawate.lg.jp

担当：松木田、櫻井